

消防法等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 23 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第 46 号

消防法等施行規則の一部を改正する規則

消防法等施行規則（昭和45年小牧市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「警報」の次に「（以下「火災警報」という。）」を加え、同条第2項中「降雪」の次に「（以下「降雨等」という。）」を加え、同条第3項中「火災に関する警報」を「火災警報」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（林野火災注意報）

第4条の2　条例第35条の8の林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）は、毎年1月から5月までの間で、火災予防上市長が危険であると認め、かつ、気象の状況が次の各号のいずれかであるとき発表する。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であつて、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であつて、乾燥注意報が発表されたとき。
- 2　前項各号の場合において、降雨等が見込まれるとき又は降雨等のときは、同項の規定は適用しない。
- 3　発表した林野火災注意報は、第1項各号に該当しなくなつたとき又は火災予防上市長がその必要がないと認めたときは解除する。

（林野火災警報）

第4条の3　林野火災の予防を目的とした火災警報（以下「林野火災警報」という。）は、次の各号のいずれにも該当するときに発令する。

- (1) 林野火災注意報が発表されたとき。
- (2) 強風注意報が発表されたとき。
- (3) 林野火災予防上市長が危険であると認めたとき。
- 2　発令した林野火災警報は、林野火災注意報若しくは強風注意報が解除されたとき又は林野火災予防上市長がその必要がないと認めたときは解除する。

第6条第2項中「様式第3による証票の」を削る。

第7条中「き損」を「毀損」に改め、「様式第3による届出書を」を削り、「提出し」を「届け出」に改める。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

第10条中「関係図面を添えて、様式第4の2により申請書2通を」を「申請書2通に当該認定を受けようとする場所の詳細図、付近の概要図その他必要な図書を添えて消防長に」に改め、同条を第9条とする。

第10条の2を削る。

第10条の3中「届出は、様式第5の2によるものとし、」を「届出には、計画届出書に」に改め、同条を第10条とする。

第11条を削る。

第12条第1項中「前条」を「条例第50条」に、「関係図面を添えて様式第7により」を「確認申請書の写し、建築物の配置図、平面図その他必要な図書を添えて、」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「対応して掲げる次の各号の様式によるものとし、関係図面」を「対応する届出書に当該設備の設計図書」に改め、同条各号を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(行為の届出)

第13条 条例第52条第1号に掲げる行為に係る届出であつて、緊急やむ得ないときは、これを口頭で行うことができる。

2 たき火については、毎年1月から5月までの期間に条例第35条の8第3項により指定された区域で行う場合を除いては、条例第52条第1号に掲げる行為に該当しないものとする。

第14条を削る。

第14条の2中「届出は、様式第16の3によるものとし、関係図書」を「届出には、^{とう}洞道の経路図、設置されている物件の概要書、火災に対する安全管理対策書その他必要な図書」に改め、同条を第14条とする。

第15条中「届出は」を「届出には」に、「様式第17によるものとし、関係図面」を「貯蔵又は取扱場所の見取図」に、「様式第18による」を「その旨を届け出る」に改める。

第16条の見出し中「申請等」を「検査済証」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「様式第20」を「様式第3」に改め、同項を同条とする。

第21条中「この規則」を「この規則に定めるもののほか、この規則」に改め、「事項」の次に「及び必要な書類の様式」を加える。

別表中「第9条」を「第8条」に改める。

様式第3から様式第19までを削り、様式第20を様式第3とする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。